



第 200 号

令和 7 年 4 月 1 日発行

発行所

(一社) 東京都トラック協会大田支部

〒143-0006

東京都大田区平和島5-11-1

TEL 03-3766-3261

ホームページアドレス

<https://www.ttaota.com/>

2025年になって見た 現状と今後

働き方改革によるトラックドライバーの残業規制により、「物が運べなくなる」として大問題となった「物流2024年問題」。しかし2025年を迎えた今、問題は解決されたのか？ 騒ぎは杞憂だったのか？ 答えは？ だ。表面上の対策はされたかもしれないが、業界構造は何も変わらず、物流現場の限界を迎える日は、刻一刻と迫っている感が有る。「2024年問題」のきっかけとなった改正労働基準法の施行、労働時間ではなくトラックドライバーの拘束時間を規制する「改善基準告示」の改正の施行。これらの事態を受けて、拘束時間が長くならざるを得ない仕事から撤退をする動きも有ると聞く。

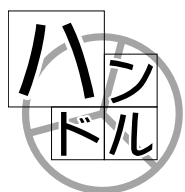
物流の2024年問題が注目を集めたが、そもそも「モノが運べない」という物流危機がなぜ起きたのか。その原因は「運賃の低さ≡無

料で享受できるサービス」「日本独自の流通慣行≡コストカットの源泉としての価値しか見出していない企業」など、様々な点を指摘することは可能である。しかし、そのような議論を重ねても表面的な事実をなぞるだけでは本質的な問題点の改善にはつながらないのではないかと。なぜなら、これらを含めて多くの要因は、「日本社会における物流軽視」に帰着するように思えてならないからだ。物流を高度化するインセンティブは生じようがない。どのような経路をたどるにせよ、いずれ行き詰まるのは当然と認識すべきである。

物流危機を乗り越えるために必要なのは、対症療法ではなく、日本社会全体に根付いているこの思想を根本から転換することが必要だと思う。現代社会は高度な物流によって支えられており、物流の途絶は社会活動の停止を意味する。そのため社会を挙げて物流の事業継続を支援して欲しいものである。

『標準的運賃』の届出はお済みですか !!

トラックドライバーの労働条件改善のために告示された制度です
トラック運送業界の根幹となる人材獲得を後手に回さない為にも
2024年10月1日より最低賃金も50円上がりました！
荷役の対価等も加算して陸運支局に提出し取引先と適正運賃交渉を！



経費が爆上がり！？

新年度が始まる4月になりましたが、我々運送業界を取り巻く環境はとても厳しいものとなっています。国が推進する標準的な運賃の届出数は大田支部内だけでも大幅に増加しました。各社、少しでも標準的な運賃に近づけるように、客先との交渉を重ねていることと思います。しかしながら、運賃の上がる速度を遥かに上回る速度で輸送にかかる経費が増え続けています。

2025年に入ってすぐ、1月16日には燃料価格の負担軽減策として支給されていた補助金が完全廃止されました。そのため、燃料の価格が高止まりし、各社に経費増大という形で重くのしかかっています。自民・公明両党から発表された「令和7年度与党税制改正大綱」にて暫定税率の廃止が盛り込まれましたが、具体的な期日が不明となっており、すぐに廃止が出来ないのであれば、足元の負担低減となる政策を行ってほしいと切に願っております。

さらに、2025年より、高速道路においての深夜割引の見直しが始まる予定でありましたが、システム整備に時間がかかっているため、2025年7月頃から開始へと延期になりました。新たな深夜割引は旧制度とは違い、割引適用時間内に実際に走った分だけに割引を付与するというものになっています。翌日着で名古屋あたりに運行した場合は、割引適用時間内に走らなければ、割引がなくなり、実質的には値上げとなってしまいます。400kmを超える距離を走行する場合には、長距離通減制が拡充されることにより、旧制度と遜色ない割引になるというのが道路会社側の言い分です。割引制度や割引方法等がなかなか複雑なため、単純に旧制度と新制度の金額の差異を比較することが難しくなっており、グレーな意図があるのではないかと勘繰ってしまいます。

支部取扱許認可届出事案件数

令和7年1月～3月

◆令和7年1月

1. 許可関係	0件
2. 事業報告(実績報告含む)	15件
3. 届出事項の変更	5件
4. 労基関係	1件
5. その他	0件

◆令和7年2月

1. 許可関係	0件
2. 事業報告(実績報告含む)	15件
3. 届出事項の変更	20件
4. 労基関係	0件
5. その他	0件

◆令和7年3月

1. 許可関係	0件
2. 事業報告(実績報告含む)	7件
3. 届出事項の変更	5件
4. 労基関係	0件
5. その他	0件

世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

大森警察署交通課長 齊 藤 陽 子

本年2月、大森警察署交通課長として着任しました齊藤と申します。

東京都トラック協会大田支部の皆様方には、平素から交通安全活動の諸対策をはじめ、警察行政の各般にわたり、深いご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。心から厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の都内における交通事故発生件数は30,103件（前年比マイナス1,282件）と減少しましたが、事故による死者数については146人（前年比プラス10人）と増加しております。

大森警察署としましては、トラック協会大田支部大森分会の皆様方をはじめ、地域の皆様方のご協力を頂きながら、交通課が中心となり、交通街頭活動を積極的に推進していこうと考えております。

世界一安全安心な都市実現のため、都民の最も身近な社会規範である交通ルールの遵守や交通マナーの向上に向けた対策を展開し、交通事故発生件数の減少に全力を挙げて取り組んで参ります。

「令和7年春の全国交通安全運動」につきましては、4月6日(日)から4月15日(火)までの10日間実施することが決定されております。

また、「交通事故死ゼロを目指す日」は4月10日(木)です。

今回の交通安全運動の重点は、

【全国重点】

- こどもが安全に通行できる道路交通環

境の確保と正しい横断方法の実践

- 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守

【地域重点（東京都）】

- 二輪車の交通事故防止

以上の4点です。

交通事故を減らすためには、皆様一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践していただくことが重要で、特に、ドライバーの方々には、他者に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を意識していただきたいと思います。

今後とも、体調には十分留意され、万全の車両整備、模範的な安全運転を継続していただき、交通安全活動に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



大田労働基準監督署からのお知らせ

◎自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！。

令和6年4月から自動車運転者トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、**自動車運転者の改善に向けたポータルサイト**内に**物流情報局**を開設し、以下の情報を発信しています。

◇ 荷待ち・荷役時間削減に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的賃金
- トラックGMメン など

◇ 今後施行される法令のポイント

- 改正物流法
- 改正トラック法
- 関係省令 など

◇ トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

- 働き方改革推進支援センター など



物流情報局
(自動車運転者の改善に向けたポータルサイト)

◎長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！(STOP!しわ寄せ)。

- ◇ 事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うに当たって次のような取引が行われるよう企業内に周知しましょう。
 - 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
 - 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
 - 発注の平準化、発注内容の明確化その他発注方法の改善を図ること。
- ◇ 長時間労働につながる取引慣行の見直しについては、「労働時間等設定改善法」と「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」に規定されています。
- ◇ 労働時間設定改善法に関するご相談は東京労働局雇用環境均等部指導課で承っております。



しわ寄せ防止特設サイト

◎労働基準監督署への申請・届け出はオンラインが便利です！！。

- ◇ 電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることが出来ます。
 - 時間や場所にとらわれず手続きが可能
 - パソコン上だけで手続きが完了
 - 電子署名・電子証明書の添付は不要
- ◇ 電子申請は以下の3ステップで始めることができます。
 - Step1 e-Gov アカウント登録 (G ビス ID 利用可能)
 - Step2 ブラウザの設定
 - Step3 アプリケーションのインストール
- ◇ ぜひ電子申請をご利用ください。



電子申請の詳細はこちらからご確認ください。

税務署からのお知らせ

税務署窓口での

国税の納付は9時～16時までにお願ひしていますが、令和
7年4月14日からは納税証明書交付請求手数料の納
付を含め

9時～15時

までにお願ひいたします

国税の納付はキャッシュレス納付が便利です

個人事業者の方

法人の方

申告所得税

消費税及び地方
消費税(個人)

源泉所得税

法人税

消費税及び地方
消費税(法人)

振替納税 (口座振替)



【利用可能税目】

申告所得税
消費税及び地方消費税(個人)

【納付方法】

振替日に預貯金口座から自動的に
引落し

【開始手続】

振替依頼書の提出
※オンラインによる提出も可能

【オススメな方】

毎年確定申告を提出する

個人事業者

ダイレクト納付



【利用可能税目】

電子申告が可能な税目(源泉所得税、法人税、申告所得税、消費
税及び地方消費税など)

【納付方法】

即時又は指定した期日に電子納税を行う

【開始手続】

e-Taxの開始届出書及びダイレクト納付利用届出書の提出
※オンラインによる提出も可能

✓ 電子証明書は不要 ✓ ネットバンク契約不要
✓ 複数の金融機関口座を利用可能

【オススメな方】

毎月源泉所得税を納税している方

毎月消費税の中間納付をしている方

など、納付機会の多い方

電子納税証明書(PDF)なら、税務署にお越しいただくことなくお手持ちのスマホやタブレット
端末からe-Tax(Web版)を使って請求&受け取ることができます。

納税証明書の便利な請求&受取方法については、国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp>)「納税・納税証明書手続」をご覧ください。



経済展望

日本経済は緩やかに回復

商工中金 大森支店

(国内経済)

個人消費は一部に足踏みが残るものの、持ち直しの動きがみられる。完全失業率は低水準となり、雇用環境改善が続く。特別給与(賞与)の増加が寄与し、名目賃金指数は高い伸び。住宅投資はおおむね横ばいとなっている。設備投資は持ち直しの動きがみられる。鉱工業生産は一進一退の推移。在庫循環図では、出荷が前年比増加の一方で在庫が低下したことで在庫循環は回復局面に向かう動き。物価をみると、企業物価は緩やかに上昇している。また、消費者物価は上昇している。

(為替及び金融環境)

ドル円は1月上旬に一時158円台まで円安進行したものの、日米金利差の縮小などを受けて1月下旬から2月中旬にかけて円高に推移。国内長期金利は、先行きの利上げへの思惑などから急騰。

(まとめ)

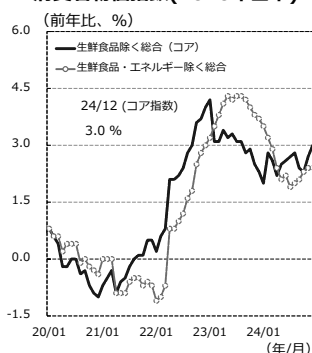
日本経済は一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くこ

とが期待されます。

ただし、欧米や中国などの海外景気の下振れは、日本の景気を下押しするリスクとなっています。

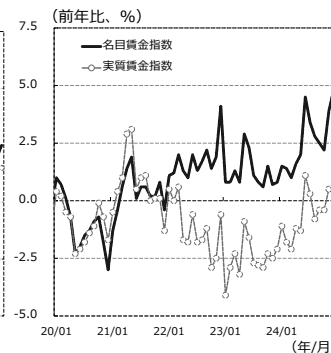
本稿が経済展望を概観する一助になれば幸いです。

消費者物価指数(2020年基準)



(資料) 総務省「消費者物価指数」

賃金指数 (2020年=100)

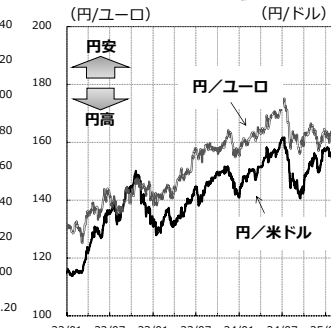


国内長期金利の推移

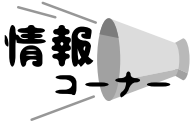


(資料) Bloomberg

為替相場の推移



(資料) Bloomberg



福利厚生で社内コミュニケーションの活性化を！

某メーカー自販機の『〇〇のおごり自販機』を皆さんはご存知だろうか？法人向けの自販機で、専用部分に2人で社員証を掲げると各々1本ずつ無料になるというもの。おごるのは社長はもちろんのことセンター長、部長、など設定は自由だ。そもそもこの企画が生まれたのはコロナ禍によってコミュニケーションが減ってしまった職場の雰囲気をちょっとハッピーに、そして自販機を職場の真ん中にあるという思いがあったそうだ。

近年では禁煙、分煙でタバコを一服しながらの雑談スペースも縮小されており、上司との雑談や違う部署同士のコミュニケーションも希薄となっているのではないだろうか。

上司に思い切って自販機で飲み物をと誘いやすいのはもちろん、部下に話しかけづらい上司もこれならきっかけが作れるだろう。同じペアだと1週間に1本しか使えない等、設定も企業ごとにカスタマイズできる。

社員証を同時にタッチしてから10秒以内に商品ボタンを押さなければならないので、あらかじめ二人で事前に話し合うことで会話ははずみ、買ったあとも商品についての感想や「早くおさなきゃ！」というゲーム感覚もあって会話を増やす効果があるそうだ。

また、弊社にもあるが『オフィス〇〇〇』はもっと簡易的だ。100円から150円程度のお菓子の引き出しを事務所に設置。こちらは本人負担でも良いが、社長がおごるのも簡単だ。

仕事終わりにお菓子を食べながら歓談しているのをよく見かける。これもチケット制にして会社が清算すれば福利厚生になるだろう。

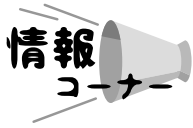
他には置き型の食堂としてお惣菜を入れた小さな冷蔵庫を設置というものもある。従業員は1品税込み100円で利用。偏った食事の補助になり健康にも良さそうだ。従業員数10名未満から可能でラインナップは主食・主菜・副菜を揃えており、月約20種類とバラエティー豊かだ。単身のドライバーは朝食を取らないことも多いので事務所にちょっとしたお惣菜があればおにぎりと一緒にさくっと食べて出発出来るだろう。

食事やコーヒープレイクは心がほどける大切な時間だ。社員同士がリラックスして会話をするようになれば自ずと社内も良い雰囲気になるのではないだろうか。

離職率を下げるためにも、また社内風土が向上するためにも我々経営陣はこれから益々福利厚生に工夫と知恵が必要だ。

昨年度、採用媒体を使用せずに10代を含め10名近くの新人が入社した運送会社がある。主に自社のSNSで発信した求人募集が来ており、まだ希望者が後を絶たないようだ。

その会社のSNSを拝見したところ2月には恵方巻やバレンタインのチョコ、時には社長夫人謹製の餃子等、折々に社員に向けて心のこもった気遣いがあり、私も危うく履歴書を送りそうになったほどである。



貨物自動車運送事業法の改正が 2025年4月1日に施行されます

この改正は、物流の効率化や業務の適正化を目的としており、以下のような内容が含まれています

- ・ 荷待時間や荷役作業・附帯業務の「業務記録」への記録義務の対象が、全車両に拡大
- ・ 運送契約締結時の書面交付義務化
- ・ 実運送体制管理簿の作成・情報通知の義務化
- ・ 委託先への発注適正化（健全化措置）
- ・ 運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務化

詳細は大田支部ホームページからも閲覧できます

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・ 物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
- ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。

→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。

現状 2024年 2030年

14% 34%

改正法の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制措置

○①**荷主***1（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

*1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

○上記①②のうち一定規模以上もの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を変更。

※**鉄道・運輸機構**の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。（予算）

【流通業務総合効率化法】

【荷主等が取り組むべき措置の例】＜パレットの導入＞

バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業 パレットの利用による荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制措置

○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を義務付け*2。

○元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。

○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務***3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。

*2・3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

【貨物自動車運送事業法】

3. 軽トラック事業者に対する規制措置

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任**と**講習受講**、②国土大臣への**事故報告**を**義務付け**。

○国土交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【貨物自動車運送事業法】

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）

- 荷待ち・荷役時間の削減 年間125時間/人削減
- 積載率向上による輸送能力の増加 16パーセント増加

令和7年4月1日から、全車両が記載対象になります

荷待時間や荷役作業・附帯業務の「業務記録」への記録義務の対象が、全車両に拡大

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために

積込み 取卸し 荷造り・仕分 搬入れ等 荷待ち



業務記録付票【記載例】※全車両対象

【発主主として貨物の積込み・取卸し・荷造り・荷役作業等が実施し、契約前に当該業務記録付票の全てが記載されている場合】

パターン例(サンプルA)

区間	積込時間(分)	取卸時間(分)	荷造り・仕分・搬入れ等(分)	荷待ち時間(分)
8:45	10	10	10	10
9:00	10	10	10	10
9:30~9:40	10	10	10	10
10:00~10:30	10	10	10	10
10:30~11:30	10	10	10	10
11:30	10	10	10	10

※発主主として貨物の積込み・取卸し・荷造り・荷役作業等が実施し、契約前に当該業務記録付票の全てが記載されている場合

【発主主として貨物の取卸し・荷造り・荷役作業等が実施し、契約前に当該業務記録付票の全てが記載されている場合】

パターン例(サンプルB)

区間	取卸時間(分)	荷造り・仕分・搬入れ等(分)	荷待ち時間(分)
10:45	10	10	10
16:00	10	10	10
16:40~17:00	10	10	10
17:20~17:50	10	10	10
17:50	10	10	10

※発主主として貨物の取卸し・荷造り・荷役作業等が実施し、契約前に当該業務記録付票の全てが記載されている場合

発主主として貨物の積込み・取卸し・荷造り・荷役作業等が実施し、契約前に当該業務記録付票の全てが記載されている場合

区間	積込時間(分)	取卸時間(分)	荷造り・仕分・搬入れ等(分)	荷待ち時間(分)
8:45	10	10	10	10
9:00	10	10	10	10
9:30~9:40	10	10	10	10
10:00~10:30	10	10	10	10
10:30~11:30	10	10	10	10
11:30	10	10	10	10

発主主として貨物の取卸し・荷造り・荷役作業等が実施し、契約前に当該業務記録付票の全てが記載されている場合

区間	取卸時間(分)	荷造り・仕分・搬入れ等(分)	荷待ち時間(分)
10:45	10	10	10
16:00	10	10	10
16:40~17:00	10	10	10
17:20~17:50	10	10	10
17:50	10	10	10

改正貨物自動車運送事業法(令和7年4月1日施行)

運送契約締結時の書面交付義務化

●書面交付には、「法第12条」に基づくものと「法第24条」に基づくものがあります。

- 真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するときは、相互の書面交付(第12条)
- トラック事業者等が利用運送を行うときは、委託先への書面交付(第24条)



※真荷主とは「自らの事業に関してトラック事業者と間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者である、トラック事業者以外のもの」を指します。
※元請トラック事業者は運送を受託する貨物利用運送事業者も、真荷主に該当します。
※下請運送の中にいる貨物利用運送事業者は、委託先への書面交付(第24条)が必要です。

●交付書面には、以下の事項を記載します。

- ①運送役務の内容・対価
- ②運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③その他特別に生ずる費用の係る料金(例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等)
- ④契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤運賃・料金の支払方法
- ⑥書面を交付した年月日

個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう！



●書面の交付は、メール等でも可能です。

- 書面の交付は、メール等の電子的方法により行うことも可能です。
- ただし、電子的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限ります。

●交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法Q&A」をご参照ください。



改正貨物自動車運送事業法(令和7年4月1日施行)

項目	内容
運送契約の締結	真荷主とトラック事業者は、運送契約を締結する際に、相互の書面交付を行う。
運送契約の締結	元請トラック事業者は、下請トラック事業者と運送契約を締結する際に、相互の書面交付を行う。
運送契約の締結	真荷主は、元請トラック事業者と運送契約を締結する際に、相互の書面交付を行う。
運送契約の締結	元請トラック事業者は、真荷主と運送契約を締結する際に、相互の書面交付を行う。
運送契約の締結	下請トラック事業者は、元請トラック事業者と運送契約を締結する際に、相互の書面交付を行う。
運送契約の締結	真荷主は、下請トラック事業者と運送契約を締結する際に、相互の書面交付を行う。
運送契約の締結	元請トラック事業者は、下請トラック事業者と運送契約を締結する際に、相互の書面交付を行う。
運送契約の締結	真荷主は、元請トラック事業者と運送契約を締結する際に、相互の書面交付を行う。
運送契約の締結	元請トラック事業者は、真荷主と運送契約を締結する際に、相互の書面交付を行う。
運送契約の締結	下請トラック事業者は、元請トラック事業者と運送契約を締結する際に、相互の書面交付を行う。
運送契約の締結	真荷主は、下請トラック事業者と運送契約を締結する際に、相互の書面交付を行う。

改正貨物自動車運送事業法(令和7年4月1日施行)

実運送体制管理簿の作成・情報通知の義務化

実運送体制管理簿の作成義務について

●実運送体制管理簿の作成の対象は、1.5トン以上の貨物です。

- 対象となる貨物の重量は、1.5トン以上です。
- 実運送する際の重量ではなく、真荷主から運送を引き受ける際の貨物の重量で判断します。

●実運送体制管理簿には、以下の事項を記載します。

- ①実運送の番号又は名称
- ②実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間
- ③実運送事業者の請取期間(一次請け、二次請け等)

既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

実運送体制管理簿のイメージ

実運送体制管理簿(イメージ)

項目	内容
実運送番号	001-001-001
実運送事業者	〇〇〇株式会社
実運送する貨物の内容及び区間	東京都中央区〇〇〇地区内
実運送事業者の請取期間	〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日

- 真荷主は元請事業者に対し、実運送体制管理簿の閲覧請求ができます。
- 下請構造が固定化している場合には、運送ごとに作成する必要はありません。
- 実運送体制管理簿は、運送を完了した日から1年間保存しなければなりません。

情報通知の義務について

実運送体制管理簿の作成に必要な「実運送事業者の情報」を元請事業者が把握できるようにするため、所要の情報を通知する義務が各事業者課されます。情報通知の流れは、以下の図を参考にしてください。



●元請事業者は、その運送が実運送体制管理簿の作成対象である場合は、運送委託を行う際に、当該運送が実運送体制管理簿の作成対象であることを確実に委託先へ伝達するようにしてください。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法Q&A」をご参照ください。



改正貨物自動車運送事業法(令和7年4月1日施行)

委託先への発注適正化(健全化措置) 運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務化

健全化措置の努力義務について

●利用運送を行う際には、以下の健全化措置を講じる努力義務が課されます。



運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務について

●一定規模以上(前年度の利用運送量が100万トン以上)のトラック事業者には、以下の義務が課されます。

- ①運送利用管理規程を作成し、国土交通大臣に届け出る義務
- ②運送利用管理者を選任し、国土交通大臣に届け出る義務

※毎年提出している事業実績報告書の「運送トン数(利用運送)・全国土の割合」の欄に記載します。

運送利用管理規程の必要項目	運送利用管理者の職務	届出期限
①健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること ②健全化措置の内容及びその管理の体制を整備すること ③実運送体制管理簿を作成する場合にあっては、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること	①健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること ②健全化措置の内容及びその管理の体制を整備すること ③実運送体制管理簿を作成する場合にあっては、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること	利用運送量が100万トン以上となった年度の翌年度の7月10日までに届出を必要とします。 ※令和6年度に100万トン以上となった場合は、令和7年7月10日が届出期限となります。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法Q&A」をご参照ください。



支部事業活動

☆☆大田支部・城南協組

合同新春賀詞交歓会☆☆

1月28日、羽田空港ギャラクシーホールにて、東京都トラック協会大田支部並びに、城南運送事業協同組合との合同による新春賀詞交歓会が開催されました。

谷口支部長やご来賓の方々より、災害時の緊急物資輸送へのご協力や、急激な物価上昇に対し継続したお客様への値上げ交渉の必要性など、様々な話題が取り上げられました。

また引き続き同所にて、記念品贈呈式及び懇親会を開催しました。

旭日小綬章の浅井 隆様（株式会社浅井）、関東運輸支局長功労者表彰の西 晃司様（西和空輸株式会社）・塩畑 弘之様（株式会社日動運輸）に記念品が授与されました。

懇親会は、品川支部石川支部長より乾杯のご挨拶の中で、大田・品川両支部合同でのイベントを模索しているとの話がありました。

ギャラクシーホールで行うのは久々ではありましたが、料理が美味しかったなど、概ね好評でした。

☆☆大田支部 理事会 開催☆☆

2月13日（木）大田区産業プラザPiO 4階特別会議室にて役員会が開催されました。

議題は令和7年度通常総会議決事項となっております、（一社）東京都トラック協会大田支部の令和7年度収支予算案について、谷口支部長及び事務局長より詳細な内訳明細の説明後、質疑応答、訂正を添えて承認をされました。

当日の出席者は21名

理事総数55名 当日の出席者は21名、書面委任状27名 計48名（87.2%）

議事録署名人

(有)塩田運送 代表取締役 塩田 幸慶 殿

(株)金城運輸 代表取締役 金城 利光 殿

大田支部の通常総会は5月21日（水）プラザ・ペアにて午後16時～開催されますので是非ご出席ください。

☆☆支部主催 運行管理者講習会☆☆

2月15日（土）に大田区産業プラザPiOに於いて、令和6年度運行管理者一般講習が行われました。

講習開始時には塩田運輸安全委員長よりご挨拶を頂きました。

早々に講習が始まり、昼休憩1時間と各区切りに10分間休憩をはさみ、16時の終了時刻までじっくりと改正されたポイントを含め講習が行われました。

今年度は東京都運輸事業振興助成金交付金事業の一環として令和6年4月1日から令和7年3月14日までを実施機関として、運行管理者講習受講一般講習受講料助成を実施する事となりました。

実施期間中であっても予算額に達した場合は助成受付が終了となりますので、未だ申請されてない場合は本部ホームページにてご確認して下さい。



分会だより



池上分会



池上分会の皆さま、日頃より分会活動へのご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。分会活動の実施報告ならびに直近の活動予定について報告いたします。

◆令和7年3月12日（水）於 池上会館
運転者講習会実施 参加者総数：61名

◆令和7年3月12日（水）
於 築地日本海池上店 役員会実施

◆令和7年3月29日（土）於 池上会館
春の健康診断実施

◆令和7年4月上旬 於 池上管内交差点
春の交通安全運動に伴う100交差点実施予定

◆令和7年5月下旬
池上分会総会実施予定
引き続き分会行事への積極的なご参加をお願い申し上げます。

蒲田分会



日頃より蒲田分会の活動についてご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。2025年度がスタートしましたが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

この4月に、「流通業務総合効率化法」及び「貨物自動車運送事業法」の二つの物流関連法（物流二法）の改正が施行されました。前者は、荷主・物流事業者の商慣行を見直し、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上を図ることを目的として、荷主・物流事業者のう

ち一定規模以上の企業（特定事業者）に対し、中長期計画の作成や定期報告を義務付け、中長期計画の実施状況が不十分の場合には国が勧告・命令を実施する、としています。加えて、特定事業者のうち荷主には、物流統括管理者の選任が義務付けられました。後者は、主に物流事業者が対象で、多重下請構造や口頭による運送依頼等が適正な運賃・料金の収受に当たって大きな課題であるとして、運送契約等の書面交付義務や委託先の健全な事業運営に資する取組みを行うこととして、当該取組みに関する運送利用管理規定の作成・運送利用管理者の選任義務、加えて、実運送体制管理簿の作成・保存義務を課す等の規制的措施が導入されました。

物流二法の規制強化は、我々に間接的にも直接的にも影響します。目まぐるしく変化する環境や規制に対し、正しい情報を得て対応しなければならないと思っています。

さて、分会活動について報告いたします。

3月11日（火）18時～運転者講習会を産業プラザPiO特別会議室にて開催しました。蒲田警察署澁川交通課長より講演をいただきました。4月以降の予定は、4月10日（木）春の交通安全運動東ト協一斉統一街頭活動を実施します。蒲田警察署管内の交差点二か所で横断者の誘導、交通安全啓蒙ノベルティーの配布等を実施いたします。

本当に厳しい外部環境の中ですが、皆さまと意見交換をさせていただきながら乗り越えていきたいと思っています。今後とも蒲田分会活動にご参加ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

大森分会



大森分会員の皆さま、平素より分会活動にご協力くださり、ありがとうございます。

令和7年1月から3月までの分会活動をご報告いたします。

大森分会は、新年会を令和7年2月14日金曜日18時より、木曽路大森店で開催しました。

菊池隆三副分会長の司会の元、開会に先立って、令和6年春の叙勲で旭日小受章を受章された浅井隆分会相談役へ、田中盛彦分会長より祝賀記念品、吉本花子副分会長より花束の贈呈がありました。

田中分会長の開会挨拶の後、浅井氏、警視庁大森署 小楠英之交通課長、(一社)東京都トラック協会 菊池正浩副会長より、ご来賓の挨拶を賜りました。

(一社)東京都トラック協会大田支部 谷口眞二支部長に乾杯のご発声をいただき、宴が始まりました。

途中、湯本良太郎区議よりご挨拶をいただきました。

三浦徳邦分会相談役の中締めでお開きとなりました。参加者は21名でした。

令和7年3月13日木曜日18時より、運転者講習会を大森スポーツセンターで開催しました。まずDVD『衝突!安全への過信～油断・不注意・思い込み～』を視聴し、田中分会長が開会の挨拶をいたしました。

次に警視庁大森署 齊藤 陽子交通課長にご講話賜りました。その後、三菱ふそうよりご紹介いただいた東京海上日動の上岡 一輝様より『事故防止の考え方』と、AIロボットを駆使した運行支援サービス『点呼+』、自動車安全運転WEB学習サービス『Web

s t a d R』(ウェブスタディーアール)についてプレゼンテーションがありました。

最後にお楽しみのQ U Oカード抽選会を行い、閉会しました。参加者は89名でした。

新年度に入り、春の交通安全運動に係るパトロールや健康診断など、分会活動も活発になってまいります。

引き続き、分会員の皆さまのご理解ご協力、ご参加をよろしくお願いいたします。

田園調布分会



春風が心地よく、新しい季節を感じる頃となりましたが、分会員の皆様には新年度を迎え、新たな気持ちでお過ごしのことと思います。

物流2法が制定されて約35年の節目に、全ト協会長が、事業更新制の構想を発表しています。この提言では、運送事業の法令順守を徹底するとともに、ドライバーの経済的・社会的地位を向上させることを重点に置いています。また、過当競争を抑えるため、荷主との取引条件や支払遅延に関する下請法の改正も視野に入れ、業界全体の健全化を目指した総合的な取り組みを進めようとしています。新しい事業更新制を法律として明文化するために設けられる予定の法案「適正競争特別措置法(仮称)」は悪質な事業者を排除する仕組みや、事業許可の厳格な更新基準の設定が想定されています。また、トラック運送業界における過去の慣習や構造的課題を解消し、適切な競争環境を整備するための重要な役割を担う法案として注目されています。

物流業界では、長年にわたる過当競争が深刻な影響を及ぼしてきました。特に、法令を

順守しない一部の悪質な事業者が価格競争を激化させた結果、適正な利益を確保しにくい状況が生まれています。このような競争環境は、事業者間の信頼感を損ない、業界全体の健全な成長を阻害する原因となっています。一般貨物自動車運送事業の更新制導入は、こうした現状を是正するための一歩として注目されています。事業更新制の導入により、物流業界には複数の変革がもたらされると期待されています。具体的には、悪質業者の排除による市場の透明性向上や適切な競争環境の確立が挙げられます。また、一般貨物自動車運送事業の運賃改善や、トラックドライバーが働きやすい環境の整備など、業界全体の健全化が進むことが期待されている。一方で、中小事業者にとっては新しい制度への対応が負担となる可能性もあり、適切な支援策の実施も求められます。

この法案は議員立法として2025年の通常国会に提出される見通しです。

では分会活動報告をさせていただきます。

3月11日（火曜日）午後6時より大田区嶺町出張所3階小集会室にて田園調布分会主催の「春の運転者講習会」を開催致しました。

今後（第1四半期）の予定

●役員会●会計監査●分会総会●親睦会等を予定しておりますので宜しくお願い致します。

最後に、長年に渡り支部及び分会の役員を努め、貢献をされて来られました有限会社水口運送店 水口洋一氏が令和7年1月2日にご逝去されました。

心よりお悔み申し上げます。

※※ 業 務 日 誌 ※※

1/9	正副支部長会議（06-10）会議 web併用	2/18	労務厚生委員会主催 研修会
1/10	東京商工会議所大田支部（三団体共催）新年賀詞交歓会	2/18	労務厚生委員会（06-02）
1/11	女性部（新年会）	2/21	東ト協（経営教育委員会）web併用
1/17	東ト協（理事会、新年交歓会）web併用	3/1.2	青年部（懇親旅行）
1/21	東ト協 品川支部 新年賀詞交歓会	3/6	品川支部合同（ランチミーティング）
1/24	大田労働基準協会（新年祝賀会）	3/7	東ト協（第4回運輸安全委員会）web併用
1/25	青年部（研修会・新年会）（R7年）	3/11	蒲田分会（運転者講習会）
1/27	関東交通共済協同組合（受賞者記念品贈呈式）	3/11	田園調布分会（運転者講習会）
1/28	大田支部・城南運送事業協同組合 合同 賀詞交歓会	3/11	品川支部 合同（研修会）
2/1	池上分会（新年会）	3/12	東ト協（第2回税制金融委員会）web併用
2/13	正副支部長会議（06-11）会議 web併用	3/12	池上分会（運転者講習会）
2/13	理事会（06-03）（R7年度支部予算書 承認）	3/12	池上分会（役員会議）
2/14	大森分会（新年会）	3/13	正副支部長会議（06-12）会議 web併用
2/15	支部運行管理者指導講習 一般講習開催	3/14	東ト協（第1回フェスタ実行プロジェクト会議）
2/17	広報・情報委員会（06-07）	3/17	東ト協（第2回環境委員会）web併用
		3/19	広報・情報委員会（06-08）
		3/28	東ト協（第5回 理事会）web併用

らくがき

ハンドルからのらくがき

私は小さい頃から電車が好きで、おばあちゃんに連れられて今で言う『乗り鉄』をしていました。時にはおばあちゃんが住んでいた妙蓮寺駅で電車が通過するのを見たりしていました。小さい頃目線で電車が通過する時の映像が今でも頭の中に残っています。

たまに東横線に乗って横浜へ行く時には妙蓮寺駅を通る際に『あそこの柵の所で座って電車を見ていたなあ』と懐かしい記憶が蘇ります。

小さい頃の夢は新幹線の運転手になる事でした。高校を卒業し、トラックのハンドルを握るようになってからはデコトラに憧れ、21歳の時に中古のトラックを購入し独立してデコトラのハンドルを握るようになりました。

トラック音頭の歌詞のように『女心と

ハンドルはそっと両手で抱いてやれ』を地で行く感じになりました。

今ではトラックのハンドルを握る事が減り、通勤で使用する乗用車のハンドルになり、仕事での移動は運転手がいる時もあり、年々ハンドルを握る事が減って来ました…。

今ではネタのように『新幹線の運転手になりたかったのがトラックのドライバーになり、今ではゴルフのドライバーを握っている時間が一番長いよ！』なんてくだらない事を言っています。ここまで書いてから我ながら『ハンドル』の題名に上手く絡めたな！なんて自画自賛！『あっ…今回僕の担当はハンドルじゃなくてらくがきだったわ…』でもこの内容もらくがきだな…となんでもプラス思考にするポジティブモンスターの話でした。

支部報告

◎入会

- ▽入会日：7月1日（大森分会）
社 名：(株)東会トラスト
代表者：浅野信一 殿
所在地：大田区大森東4-22-4
- ▽入会日：8月1日（大森分会）
社 名：(株)ライト
代表者：木植信明 殿
所在地：大田区城南島4-7-2

◎脱会

- ▽脱会日：12月（池上分会）
社 名：(有)菅原運送店
代表者：菅原俊子 殿
- ▽脱会日：12月（大森分会）
社 名：(有)キャパ
代表者：清水多美子 殿

◎商号・組織および代表者変更

- ▽変更月：1月（池上分会）
社 名：早川運送(株)
代表者：早川敏哉 殿
- ▽変更月：1月（蒲田分会）
社 名：甲真運輸(株)
代表者：岩佐雄二 殿
- ▽変更月：2月（大森分会）
社 名：(株)イーエム・アイ
代表者：早坂幸泰 殿

●弔事

- (有)水口運送店 水口洋一殿 ご本人
水口洋一殿（81歳）R7/1/2 ご逝去

活 動 報 告

女 性 部

平素は支部活動並びに女性部の活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

女性部の活動と致しましては、1月11日（土）女性部の新年会をJR蒲田駅近く「もちづき」にて行いました。ご来賓の谷口支部長はじめ各分会長、青年部長よりご挨拶と共に発せられたお言葉は、やはり「2024年問題」（既に2025年ですが）に関してで、取引先との交渉について・乗務員不足に関しての取組、教育方法等の意見交換・情報共有を美味しい食事と美酒を頂きなが過ごしました。「標準的運

賃」が絵に描いた餅で終わらず「活用」して自社の経営の成長を促す事ができますような「知恵泉」となりました。

今後の女性部活動予定としては、来る6月7日（土）17時30分～JR蒲田駅ビル銀座アスター 蒲田迎賓館 に於いて総会を行います。令和6年度の活動報告と会計報告並びに令和7年度の活動計画他、重要な会議となりますので是非ともご出席頂けますよう宜しくお願い致します。



活動報告

青年部

日頃より青年部の活動にご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和7年1月25日（土）プラザ・アペアにて青年部新年懇親会を開催いたしました。同時に行われた研修会では東京海上日動火災保険(株)より講師をお招きし、「ICT活用と点呼の高度化による事故防止セミナー」と題して行われました。最新の技術によるロボット点呼の実演のみならず、今後の法改正についても詳しく講義をいただき、参加部員は真剣な眼差しで受講しておりました。毎日実施される業務ゆえ、興味深い内容であったと存じます。講師の皆様には親睦会にもご参加いただき、各自活発に質問している姿を目にすることができました。今後の研修会でも、皆様の関心事に直結するような内容を検討して参ります。

令和7年3月1日（土）から2日（日）にかけて青年部親睦旅行を行いました。今回は移動時間を短縮し、栃木県宇都宮市を訪れました。まずは大イチョウ前で記念撮影し、二荒山神社で心を清めました。その後見学した大谷資料館では太古からの石切り場を見学し、そのスケールに圧倒されました。夏でも5℃に保たれる自然の冷蔵庫はフォトスポットも多く、おススメでした。二日目は日光に場所を移し、東照宮を参拝いたしました。ところどころ修復工事中ではありましたが、神秘的な雰囲気思わず息をのみました。歩数はだいぶ重ねましたが思い出に残る良い旅行となりました。

今回は参加者6名と少人数であったので、移動は乗用車となりました。車中では楽しく

談笑し親睦も深まりましたが、真剣な話題もあり、考えさせられる話題も多くありました。今後の青年部活動に活かすことができれば幸いです。

来期も様々なイベントを企画し、活発な活動を目指して参ります。左記の通り予定しております。

- ・フェスタ委員会 6月発足
- ・献血活動 7月下旬
- ・プルタブ回収 9月
- ・技能講習会 9月
- ・大田フェスタ 11月上旬
- ・研修旅行 3月上旬

皆様には引き続きご協力をいただくこととなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

